

議案第92号

三朝町立中学校及び小学校設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町立中学校及び小学校設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年12月10日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町立中学校及び小学校設置条例の一部を改正する条例

三朝町立中学校及び小学校設置条例（昭和39年三朝町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表とし、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改正後	改正前
<p>(三朝町立中学校の設置)</p> <p>第2条 三朝町立中学校を次のとおり設置する。</p>	<p>(三朝町立中学校の設置)</p> <p>第2条 三朝町立中学校を次のとおり設置する。</p>

名称	位置
三朝町立三朝中学校	三朝町大字本泉430番地

(三朝町立小学校の設置)

第3条 三朝町立小学校を次のとおり設置する。

名称	位置
三朝町立東小学校	三朝町大字余戸32番地1
三朝町立西小学校	三朝町大字大瀬1170番地1
三朝町立南小学校	三朝町大字穴鴨166番地2

名称	位置
三朝町立三朝中学校	三朝町大字本泉

(三朝町立小学校の設置)

第3条 三朝町立小学校を次のとおり設置する。

名称	位置
三朝町立東小学校	三朝町大字余戸
〃 西小学校	〃 大字大瀬
〃 南小学校	〃 大字穴鴨

(三朝町立小学校分校の設置)

第4条 三朝町立小学校に次の分校を設置する。

名称	位置
三朝町立南小学校福山分校	三朝町大字福山

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。